

国立国会図書館 調査及び立法考査局

Research and Legislative Reference Bureau
National Diet Library

論題 Title	諸外国の選挙制度—類型とその効果— (資料)
他言語論題 Title in other language	Electoral Systems in Foreign Countries: Classifications and Effects
著者 / 所属 Author(s)	那須 俊貴 (Nasu, Toshiki) / 国立国会図書館調査及び立法考査局 政治議会課
雑誌名 Journal	レファレンス (The Reference)
編集 Editor	国立国会図書館 調査及び立法考査局
発行 Publisher	国立国会図書館
通号 Number	809
刊行日 Issue Date	2018-06-20
ページ Pages	33-54
ISSN	0034-2912
本文の言語 Language	日本語 (Japanese)
摘要 Abstract	選挙制度の各類型の概要と評価を整理した上で、イギリス、フランス、オーストラリア、オランダ、アイルランド及びドイツの下院の選挙制度の概要及び近年の選挙結果を取りまとめた。

* 掲載論文等は、調査及び立法考査局内において、国政審議に係る有用性、記述の中立性、客観性及び正確性、論旨の明晰 (めいせき) 性等の観点からの審査を経たものです。

* 意見にわたる部分は、筆者の個人的見解であることをお断りしておきます。

諸外国の選挙制度

—類型とその効果—

国立国会図書館 調査及び立法考査局
政治議会課 那須 俊貴

目 次

はじめに

I 選挙制度の類型

- 1 多数代表制
- 2 比例代表制
- 3 混合制
- 4 その他の制度

II 選挙制度の実際

- 1 単純小選挙区制—イギリス下院—
- 2 小選挙区2回投票制—フランス下院—
- 3 選択投票制—オーストラリア下院—
- 4 名簿式比例代表制—オランダ下院—
- 5 単記移譲式比例代表制—アイルランド下院—
- 6 併用制—ドイツ下院—

おわりに

別表1 近年のイギリス下院総選挙の結果

別表2 近年のフランス下院総選挙の結果

別表3 近年のオーストラリア下院総選挙の結果

別表4 近年のオランダ下院総選挙の結果

別表5 近年のアイルランド下院総選挙の結果

別表6 近年のドイツ下院総選挙の結果

要 旨

本稿は、選挙制度の在り方をめぐる議論に資するため、様々な選挙制度を類型ごとに取りまとめた。具体的には、まず選挙制度の各類型について、①多数代表制、②比例代表制、③混合制、④その他の制度の順に、その概要と主な評価を整理した。次に、我が国の衆議院における小選挙区比例代表並立制とは異なる選挙制度を採用している諸外国を取り上げ、具体的な制度の概要と近年の選挙結果について、特に得票と獲得議席との関係に焦点を当てて、概観した。

調査の範囲では、諸外国における近年の選挙結果は、おおむね各国が採用している選挙制度の特徴に沿ったものであった。選挙結果に影響を及ぼす選挙制度に対しては、肯定的な評価も否定的な評価もなされているため、選挙制度の在り方をめぐる議論の際には、どのような選挙制度であっても一長一短があることを前提として、選挙制度において重視する点を踏まえつつ、その在り方を検討することが肝要であろう。

はじめに

2017（平成 29）年には、主要国で議会の総選挙が相次いで行われた。3 月にはオランダ下院総選挙が行われ、6 月にはイギリス下院総選挙及びフランス下院総選挙、9 月にはドイツ下院総選挙と続き、10 月には我が国で衆議院議員総選挙が執行された。これらの国々は選挙が行われた年こそ同じであるが、選挙制度は全て異なる⁽¹⁾。これらの中で我が国の衆議院議員総選挙は、小選挙区比例代表並立制により、定数が 10 人削減されて執行された⁽²⁾。この定数の削減等を規定した法律は、「衆議院議員選挙区画定審議会設置法及び公職選挙法の一部を改正する法律」（平成 28 年法律第 49 号）である。同法は、定数削減と一票の較差是正等を図るためのものであるが、選挙制度にも言及している。すなわち、同法附則第 5 条は、「全国民を代表する国会議員を選出するための望ましい選挙制度の在り方については、民意の集約と反映を基本としその間の適正なバランスに配慮しつつ、公正かつ効果的な代表という目的が実現されるよう、不断の見直しが行われるものとする」としている。そこで本稿では、選挙制度の在り方をめぐる議論に資するため、様々な選挙制度を類型ごとに取りまとめることとする。

具体的には、まず第 I 章で選挙制度の類型を整理し、次に第 II 章で選挙制度の実際を取りまとめる。選挙制度の類型は、世界規模で持続可能な民主主義を支援する政府間組織である「民主主義・選挙支援国際研究所」（International Institute for Democracy and Electoral Assistance: International IDEA）による分類に依拠し⁽³⁾、①多数代表制、②比例代表制、③混合制、④その他の制度の順

* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2018（平成 30）年 4 月 2 日である。

(1) オランダ下院は名簿式比例代表制、イギリス下院は単純小選挙区制、フランス下院は小選挙区 2 回投票制、ドイツ下院は小選挙区比例代表併用制である。諸外国の選挙制度の概要については後述する。

(2) 定数削減の内訳は、小選挙区の定数が 6 人減、比例代表の定数が 4 人減である。

(3) Andrew Reynolds et al., *Electoral System Design: The New International IDEA Handbook*, Stockholm: International Institute for Democracy and Electoral Assistance, 2005, pp.26-33.

に、各類型の概要と評価を整理する⁽⁴⁾。選挙制度に対する評価は様々な基準でなされ得るが、本稿では International IDEA が提示した基準⁽⁵⁾を踏まえ、肯定的な評価と否定的な評価に分けて整理する⁽⁶⁾。International IDEA は、選挙制度を構想する際の基準として、次の 10 の基準を挙げている。すなわち、①社会の状況等が議会に反映される代表性、②選挙への参加の容易性及び選挙の有意義性、③紛争を抱える社会における和解の促進、④安定的かつ効率的な政府の創出、⑤政府が選挙人に対して責任を負うアカウンタビリティ、⑥個々の議員が選挙人に対して責任を負うアカウンタビリティ、⑦安定した政党政治に対する寄与、⑧議会による監視機能の強化、⑨選挙制度の維持可能性、⑩自由かつ公正な選挙など国際標準との適合性である。本稿では特に、我が国における議論の参考に資するという観点から、①の代表性、④の安定的かつ効率的な政府の創出、⑤及び⑥のアカウンタビリティの基準を中心に、その他の基準に照らした評価も含め、おおむねこの順番で選挙制度に対する評価を整理する。次いで、選挙制度の実際において、我が国の衆議院における小選挙区比例代表並立制とは異なる選挙制度を採用している諸外国を取り上げ、その選挙制度及び近年の選挙結果を概観する。選挙結果については、特に得票と獲得議席との関係に焦点を当てて近年の状況を取りまとめる。

I 選挙制度の類型

1 多数代表制

最も多く得票した候補者又は政党が議席を獲得する制度である。選挙区内の議席を全て獲得するが多い。本稿では、多数代表制に分類される選挙制度として、①単純小選挙区制、②小選挙区 2 回投票制、③選択投票制、④完全連記制及び⑤政党ブロック投票制を取り上げる。

(1) 単純小選挙区制

(i) 制度の概要

選挙区の定数は 1 人である。選挙人は候補者の中から 1 人を選んで投票し、最も多く得票した候補者が当選人となる。当選人となるために過半数の得票は必要とされず、相対的に多数の得票で足りる。(具体例については、第 II 章 1 参照。)

(ii) 制度に対する主な評価

(a) 肯定的な評価

第 1 党が得票率を上回る議席率を得ることで⁽⁷⁾、安定した単独政権が形成されやすいとされる。他方、急進的な主張を掲げる政党は、地域的に支持が集中していない限り議席を獲得する

(4) 選挙制度の各類型についての記述は、佐藤令「諸外国の選挙制度—類型・具体例・制度一覧—」『調査と情報—ISSUE BRIEF—』721号, 2011.8.25, pp.1-5. <http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_3050467_po_0721.pdf?contentNo=1>; *ibid.*, pp.9-15, 26-126, 152-156 を主に参考にした。

(5) *ibid.*, pp.9-15.

(6) 選挙制度が有する特徴は、見方によって肯定的にも否定的にも評価され得るが、本稿では、International IDEA 等による評価に依拠した。

(7) 単純小選挙区制においては、3 乗比の法則が成り立つとされる。これは、単純小選挙区制下で 2 つの政党のみが選挙で競合する場合、両党間の得票数の比の 3 乗が、両党間の議席数の比に相当するという法則である。例えば、A 党と B 党の得票数の比が 2:1 の場合、議席数の比は 8:1 になるというものである。ただし、様々な要因から実際の選挙結果においてこの法則が成り立たない場合もあるとされる。市村充章「選挙制度の中の数 (4)」『選挙時報』47 卷 3 号, 1998.3, pp.45-51.

ことが困難であるとされる。また、交互に政権を担当し得る2大政党制がもたらされ⁽⁸⁾、選挙人に対して明確な選択肢が提示されることや、選挙区を代表する議員と選挙人との間につながることができることが指摘されている。そのほかにも、名簿式比例代表制と異なり無所属の候補者にも当選する機会があることや、理解しやすく使いやすい簡素な制度であることが挙げられている。

(b) 否定的な評価

小政党が得票率を下回る議席率にとどまる場合があるとされ⁽⁹⁾、議席につながらない死に票が多く生じるとされる。また、政党が選挙区の多くの選挙人に受け入れられるような候補者を擁立する結果、マイノリティー（少数派）を代表する議員が少なくなることや、特定の地域で強く支持されている政党が、当該地域の議席を独占する可能性が指摘されている。類似した主張を掲げる政党・候補者間で票が割れて共倒れが生じる危険性や、一定数の接戦区が存在しないと世論の変化が選挙結果に反映されないといった難点も指摘されている。

(2) 小選挙区2回投票制

(i) 制度の概要

選挙区の定数は1人である。選挙人は候補者の中から1人を選んで投票する。原則として、1回目の投票で過半数の票を得た候補者が当選人となるが、該当する候補者がいない場合は、上位の候補者の間で2回目の投票が行われ、相対的に多数の票を得た候補者が当選人となる。（具体例については、第Ⅱ章2参照。）

(ii) 制度に対する主な評価

(a) 肯定的な評価

政党や候補者間の取引を通じて2回目の投票に進出する候補者に様々な利益が集約されることや、類似した主張を掲げる政党・候補者間で票が割れて共倒れが生じる危険性が減ることが指摘されている。そして、選挙人が地域の代表を選出できるとされる。そのほかにも、選挙人の投票する機会が2回あることや⁽¹⁰⁾、理解しやすい簡素な制度であることが挙げられている。

(b) 否定的な評価

得票率と議席率が比例しない可能性や⁽¹¹⁾、政党が乱立するおそれがあるとされる。また、投

(8) 選挙制度が政党に及ぼす影響に関する有名な法則として、デュヴェルジェの法則がある。この法則は、小選挙区制は2大政党制をもたらす、比例代表制は多党制をもたらすとす。小選挙区制は定数が1人のため、多くの選挙区で第1党と第2党が争う中、第3党が議席を獲得することは困難であり、選挙人は第3党へ投票することで自らの票が死に票になることを避けるために、2大政党に投票するようになる。したがって小選挙区制は2大政党制につながるとされる。他方、比例代表制は、各党に得票率に応じた議席が配分され、多党制につながるとされる。ただし、小選挙区制の国における実際の政党の数は必ずしも2に限定されておらず、この法則は国全体よりも選挙区単位で成立して、各選挙区における主要な2政党が各地域を通じて同じであれば、全国でも2大政党制になる等、一定の留保が付されている。川人貞史「第6章 選挙制度と政党システム」川人貞史ほか『現代の政党と選挙 新版』有斐閣、2011、pp.119-122。

(9) ただし、政党に対する支持の地理的な分布が重要であり、一定の地域に支持が集中している場合は、一定の議席を獲得できるとされる。Pippa Norris, *Electoral Engineering*, Cambridge: Cambridge University Press, 2004, p.44.

(10) 2回の投票の位置付けは、1回目の投票が候補者や政党に対する支持に沿った誠実な投票とされ、2回目の投票が主要な候補者に対する決定的な投票で、戦略的な考慮や政党間の提携が重要な役割を果たすとされる。ibid., p.49.

(11) 単純小選挙区制と同様に、大政党には有利に、小政党には不利に作用するとされる。また、地域的に支持が集中している政党も有利とされる。David M. Farrell, *Electoral Systems*, 2nd ed., Houndmills, Basingstoke, Hampshire: Palgrave Macmillan, 2011, pp.55-60.

票が2回行われるため、選挙を執行する側と選挙人の双方に負担が掛かることが指摘されている。

(3) 選択投票制

(i) 制度の概要

選挙区の定数は1人である。選挙人は各候補者に1、2、3…と選好の順位を付して投票し、第1順位票について過半数の票を得た候補者が当選人となる。該当する候補者がいない場合は、最下位得票者の票を、第2順位が付された候補者に移譲し、過半数の票を得た候補者がいれば当選人となる。それでも該当する候補者がいない場合は、過半数の票を得る候補者が現れるまで、同様に票の移譲を繰り返す⁽¹²⁾。(具体例については、第II章3参照。)

(ii) 制度に対する主な評価

(a) 肯定的な評価

票の移譲により複数の候補者の得票を積み上げることで、多様な利益を束ねて1つの議席に結実させることができるとされる。また、当選の可能性が低い候補者を支持する選挙人であっても、第2順位以下の選好を通じて、主要な候補者の当落に影響を与えることができ、候補者の側は、自らの支持者だけではなく、他の候補者を支持する選挙人から第2順位以下で選択してもらえよう、幅広い主張をするようになることとされる。そのほかにも、当選に過半数の得票が必要であるため⁽¹³⁾、当選人の正統性が高まることが挙げられている。

(b) 否定的な評価

得票率と議席率が比例しない場合があるとされる⁽¹⁴⁾。そのほかにも、制度を活用するためには一定の能力が必要であることが挙げられている。

(4) 完全連記制

(i) 制度の概要

選挙区の定数は2人以上である。選挙人は定数分の候補者を選んで投票し、得票順に定数までの候補者が当選人となる。

(ii) 制度に対する主な評価

(a) 肯定的な評価

適切な広さの選挙区において選挙人が候補者を選択し、政党が大きな役割を果たす制度であるとされる。

(b) 否定的な評価

各党が定数分の候補者を擁立し、定数分の票を全て自党の候補者に投票するよう選挙人に呼び掛けることで、第1党が議席を独占してしまう場合があり、得票率と議席率の乖離が大きくなるとされる。そのほかにも、選挙人が異なる政党の候補者に投票できるため、同一政党内の候補者間の競争が発生し、党内対立や腐敗が生じる場合があることが指摘されている。

(12) 小選挙区2回投票制では投票が2回必要となり、選挙人の負担が重くなるため、選好の順位を付して投票することで2回の投票を1回で済ませてしまう制度とされる。西平重喜『各国の選挙—変遷と実状—』木鐸社、2003、p.60。

(13) 選択投票制は、投票が1回で済むという点等を除けば、多くの点で小選挙区2回投票制と同様に機能するとされる。Norris, *op.cit.*(9), p.50。

(14) 単純小選挙区制と同様に、大政党には有利に、小政党には不利に作用するとされる。また、地域的に支持が集中している政党も有利とされる。Farrell, *op.cit.*(11)

(5) 政党ブロック投票制

(i) 制度の概要

選挙区の定数は2人以上である。選挙人は、政党の候補者が登載された名簿を1つ選んで投票する。相対的に多数の票を得た政党が選挙区の全ての議席を獲得し、当該政党の名簿に登載されている候補者全員が当選人となる。

(ii) 制度に対する主な評価

(a) 肯定的な評価

政党が、マイノリティーの代表を促進するような候補者名簿を作成できるとされる。そのほかにも、簡素で使いやすい制度であることや、政党制度が強化されることが挙げられている。

(b) 否定的な評価

1つの政党がほぼ全ての議席を獲得する場合があります、得票率と議席率の乖離が大きくなるとされる。

2 比例代表制

各党の得票に応じて議席が配分される制度である⁽¹⁵⁾。選挙区の定数は2人以上である。本稿では、比例代表制に分類される選挙制度として、①名簿式比例代表制及び②単記移譲式比例代表制を取り上げる。①の選挙制度を概説する際に、比例代表制一般についての主な評価も併せて紹介し、次いで②の選挙制度を概説することとする。

(1) 名簿式比例代表制

(i) 制度の概要

選挙人は、政党が提示した候補者名簿に基づいて投票する。各党の得票に応じて議席が配分される。名簿式比例代表制には、①選挙人が政党によってあらかじめ定められた名簿順位を変えられない拘束名簿式、②選挙人が候補者に対して優先投票を行うことで順位に影響を与えることができる非拘束名簿式、③選挙人が異なる名簿に登載されている複数の候補者に対して投票することや特定の候補者に複数の票を投じること等が可能な自由名簿式がある。(具体例については、第Ⅱ章4参照。)

(ii) 制度に対する主な評価

(a) 肯定的な評価

政党の得票率と議席率がおおむね比例するとされ⁽¹⁶⁾、死に票が余り発生せず、小政党も議席を獲得できるとされる⁽¹⁷⁾。したがって、特定の地域で1つの政党が議席を独占することは起きにくいとされる。また、多くの利益が議会に代表されることにより、公の場で社会各層を包摂した形で決定が行われるようになることが指摘されている。政党が作成する候補者名簿を通じてマイ

(15) 得票に応じて議席を配分する方式には、ヘアー式、ドループ式、ドント式、サンラグ式、修正サンラグ式等様々なものがある。これらの方式の詳細については、政治議会調査室・課『諸外国の下院の選挙制度』（調査資料2015-1-c 基本情報シリーズ②）国立国会図書館調査及び立法考査局，2016，pp.36-41. <http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_9917795_po_201501c.pdf?contentNo=1> を参照されたい。

(16) 得票率と議席率の比例性は、選挙区の定数の規模に左右される。定数が多いと比例性が高まり、定数が少ないと比例性が低くなる。

(17) 政党が議席配分を受けるために一定の得票率を必要とする阻止条項の制度が設けられ、小政党による議席獲得が抑制される場合がある。

ノリティーの代表が当選しやすいことも挙げられている。そして、単純小選挙区制において2政党間の政権交代が繰り返される場合と比較すると、比例代表制では、連立政権の下で政策の継続性や安定性が実現するとされる。そのほかにも、一般的に投票率が高くなりやすいとされる⁽¹⁸⁾。

(b) 否定的な評価

連立政権が形成されやすく政権運営が行き詰まる可能性や⁽¹⁹⁾、政党が乱立して不安定になる可能性がある⁽²⁰⁾。また、急進的な主張を掲げる政党の議会への進出を可能とすることや、小規模な政党が連立政権内において過大な影響力を行使する可能性が指摘されている。そして、選挙人が、連立政権に参加することが多い政党に対して、下野させるという形で責任を問うことは困難であるとされ⁽²¹⁾、選挙人と議員との間のつながりが弱くなることも指摘されている⁽²²⁾。そのほかにも、制度が複雑なため選挙人にとって理解しにくく、選挙の運営も難しいことが挙げられている。また、特に拘束名簿式比例代表制においては、名簿順位の決定権を有する政党執行部の力が過大になると指摘されている。

(2) 単記移譲式比例代表制

(i) 制度の概要

選挙人は各候補者に1、2、3…と選好の順位を付して投票し、第1順位票について当選基数⁽²³⁾以上の票を得た候補者が当選人となる。当選人が定数に達しない場合は、当選人の得票から当選基数を引いた超過票を第2順位が付された候補者に移譲し、当選基数に達する候補者がいれば当選人となる。この作業を繰り返しても当選人が定数に達しない場合は、最下位得票者の票を、他の候補者に移譲する。当選人が定数に達するまで同様の手続を繰り返す。(具体例については、第Ⅱ章5参照。)

(ii) 制度に対する主な評価

(a) 肯定的な評価

得票率と議席率は、相当程度比例するとされる。選挙区の定数が比較的少ないことが多いため⁽²⁴⁾、選挙人と議員との間のつながりが保たれることや、選挙人が政党及び政党内の候補者のいずれも選択できることが指摘されている⁽²⁵⁾。そのほかにも、選好順位をめぐる協力を通じて

(18) 比例代表制は、定数が複数で多くの政党が議席を獲得できる可能性があるため、選挙人が自らの投票の選挙結果に対する影響力を高く見るからであるとされる。飯田健「第4章 投票参加」岩崎正洋編『選挙と民主主義』吉田書店、2013、p.84。

(19) 逆に、各国比較に基づいて、比例代表制が政権の持続を促進する場合があるという指摘もなされている。Farrell, *op.cit.*(11), pp.215-217.

(20) 他方で、比例代表制は政治的な不安定を必ずしももたらさないという見解も示されている。*ibid.*, p.229.

(21) 一方で、比例代表制下の連立政権においても、選挙を受けて連立の部分的な組替えが行われている点に着目する見解もある。この点に関連して、そもそも連立政権が選挙によってではなく選挙後の政治的な取引によって形成され、その間の妥協のため、選挙公約が余り実現されていないといった指摘もあるが、選挙前に連立政権の枠組みが明確になっている場合等はそのような問題は生じないとされる。*ibid.*, pp.217-220.

(22) 特に拘束名簿式の場合に当てはまる。非拘束名簿式のように選挙人が当選人の決定に影響を及ぼし得る場合には、必ずしも当てはまらない。Michael Gallagher, "Electoral Institutions and Representation," Lawrence LeDuc et al., eds., *Comparing Democracies*, 4th ed., Los Angeles: Sage, 2014, p.24.

(23) 1議席を獲得するために必要とされる得票数をいう。

(24) 定数が多いと比例性が高まるが、余りに多いと選挙人による候補者の選択が困難になると指摘されている。Farrell, *op.cit.*(11), p.144.

(25) 候補者の側から見ると、第1順位票の獲得に努めるだけでなく、他の候補者を第1順位として選好する選挙人に対してもアピールする必要があるとされる。Gallagher, *op.cit.*(22)

政党間の協調が促されることや無所属の候補者も当選できることが挙げられている。

(b) 否定的な評価

得票率と議席率が比例しない場合があるとされる。そのほかにも、候補者に選好の順位を付す投票方法はなじみが薄いこと、票の集計作業が複雑であること、同じ政党の候補者が争うことになるため、党内対立を助長するおそれがあることが挙げられている。

3 混合制

多数代表制と比例代表制を組み合わせた制度であり、両方の制度の長所を共に発揮させることを目的としている。小選挙区制と名簿式比例代表制を組み合わせることが多い。本稿では、混合制に分類される主な選挙制度として、①併用制及び②並立制を取り上げる⁽²⁶⁾。

(1) 併用制

(i) 制度の概要

比例代表制の結果を用いて各党に議席が配分される⁽²⁷⁾。多数代表制の結果は、各党内で誰が当選人となるかを決定する過程で用いられ、原則として各党への配分議席数には影響を及ぼさない。選挙人が2票を有し、多数代表制と比例代表制のそれぞれの選挙ごとに1票を投じる場合と、選挙人が多数代表制と比例代表制の選挙について併せて1票を投じる場合がある。(具体例については、第Ⅱ章6参照。)

(ii) 制度に対する主な評価

(a) 肯定的な評価

比例代表制により得票率と議席率が比例するとともに、多数代表制により議員と選挙区の間が保たれるとされる。

(b) 否定的な評価

議員が、選挙区を代表する議員と政党名簿から選出される議員との2種類に分かれてしまうことが指摘されている。そのほかにも、変則的な戦略的投票を引き起こすこと、制度が複雑であることが挙げられている。

(2) 並立制

(i) 制度の概要

多数代表制と比例代表制の選挙がそれぞれ行われ、両方の制度において別個に議席が配分される⁽²⁸⁾。選挙人が2票を有し、多数代表制と比例代表制のそれぞれの選挙ごとに1票を投じる

⁽²⁶⁾ 混合制に分類される選挙制度として、併用制と並立制のほか連用制が挙げられる。連用制は、小選挙区制と比例代表制の選挙をそれぞれ行うが、比例代表制においてドント式で議席を配分する際、各党の得票数を1、2、3…で除して商の大きい順に定数分まで議席を配分するところを「小選挙区における政党の獲得議席+1」から順に除する制度である。したがって、小選挙区制で多くの議席を獲得した政党は、その分比例代表制における議席の獲得が難しくなる。

⁽²⁷⁾ したがって、比例代表制に対する評価の多くが、併用制にも当てはまる。

⁽²⁸⁾ したがって並立制は、多数代表制と比例代表制の間の定数配分次第で、多数代表制に近い性格を持つこともあれば、逆に比例代表制に近い性格を持つこともある。また、両方の制度が相互に影響を及ぼし合い、長期的にはどちらかの性格がより強く現れてくる可能性が指摘されている。建林正彦ほか『比較政治制度論』有斐閣、2008、pp.83-85。

場合と、選挙人が多数代表制と比例代表制の選挙について併せて1票を投じる場合がある。

(ii) 制度に対する主な評価

(a) 肯定的な評価

得票率と議席率の比例性は、完全な多数代表制がもたらす選挙結果と完全な比例代表制がもたらす選挙結果の間に位置するとされる。多数代表制では議席獲得が困難な小政党でも、比例代表制において議席を獲得できる可能性がある一方で、完全な比例代表制がもたらす選挙結果ほど、政党は乱立しないとされる。

(b) 否定的な評価

議席配分全体について見ると得票率と議席率の比例性は保障されず、一定の得票をした政党であっても議席獲得に至らない可能性があるとされる。そのほかにも、議員が選挙区を代表する議員と政党名簿から選出される議員との2種類に分かれてしまうこと、制度が複雑で理解しにくいことが指摘されている。

4 その他の制度

多数代表制、比例代表制及び混合制のいずれにも当てはまらない制度として、本稿では、①単記非移譲式投票制、②制限連記制及び③遞減連記投票制を取り上げる。これらの制度は、多数代表制と比例代表制の中間的な性格を帯びるとされる。

(1) 単記非移譲式投票制

(i) 制度の概要

選挙区の定数は2人以上である。選挙人は候補者の中から1人を選んで投票し、得票順に定数までの候補者が当選人となる。

(ii) 制度に対する主な評価

(a) 肯定的な評価

小政党や無所属の候補者による議席獲得が容易であり、選挙区の定数が多くなるほど得票率と議席率の比例性が高まるとされる。また、完全な比例代表制がもたらす選挙結果ほど政党は乱立しないことや、選挙人が同一政党内の候補者から選択できることが指摘されている。そのほかにも、理解しやすく使いやすい制度であることが挙げられている。

(b) 否定的な評価

小政党は支持者が広く分散していると議席を獲得できない可能性がある一方で、大政党は得票率を上回る議席率を確保し得るとされる。選挙区の定数を増やすことで得票率と議席率の比例性は高まるものの、選挙人と議員との間のつながりが弱まるとされる。また、候補者の数が多い場合は、死に票が多くなることが指摘されている。そして、政党は一定の支持層を固めれば議席を獲得できるため、選挙人に対して幅広く支持を訴える必要がなくなるとされる。そのほかにも、同一政党の複数の候補者が選挙で争う場合には党内対立や利益誘導が生じる可能性があること、政党が候補者の擁立数や票割りの観点から複雑な選挙戦略を立案する必要があることが挙げられている。

(2) 制限連記制

(i) 制度の概要

選挙区の定数は3人以上である。選挙人は2人以上定数未満の所定の数の候補者を選んで投票し、得票順に定数までの候補者が当選人となる。

(ii) 制度に対する主な評価

(a) 肯定的な評価

小政党も議席を獲得できる可能性がある⁽²⁹⁾。もっともその効果は選挙区の定数と選挙人が選択できる候補者数の組合せにより変化し、前者に対して後者が少ないほど単記非移譲式投票制の性格に近づき、逆に前者に対して後者が多いほど完全連記制(本章1(4)参照)の性格に近づくとされる⁽³⁰⁾。そのほかにも、簡素な制度で、票の集計作業が容易であることが挙げられている。

(b) 否定的な評価

得票率と議席率の比例性は、単記非移譲式投票制より低い傾向があるとされる。そのほかにも、同一政党の複数の候補者が選挙で争うため党内対立を助長するおそれ等があることが挙げられている。

(3) 逓減連記投票制

(i) 制度の概要

選挙人は各候補者に1、2、3…と選好の順位を付して投票する。例えば第1順位が付された候補者には1票、第2順位が付された候補者には1/2票、第3順位が付された候補者には1/3票と、票の価値を逓減させて各候補者の得票数の合計を計算し⁽³¹⁾、得票順に定数までの候補者が当選人となる。

(ii) 制度に対する主な評価

(a) 肯定的な評価

定数が2人以上の大選挙区で採用された場合は、選挙人が同一政党の一連の候補者を選択しても票の価値を逓減させて得票数を合計するために全ての候補者の当選は難しく、小政党でも上位での候補者の選択を徹底すれば議席を獲得できる可能性がある⁽³²⁾。

(b) 否定的な評価

得票数の計算が煩雑であり、選挙人が選挙結果を見通せないまま投票することになるとされる⁽³³⁾。

II 選挙制度の実際

International IDEA の調査⁽³⁴⁾によれば、217 の世界各国・地域の議会⁽³⁵⁾において、多数代表制

(29) Farrell, *op.cit.*(11), p.41.

(30) 小平修『現代世界の選挙と政党』ミネルヴァ書房, 1982, pp.95-96.

(31) 票の価値を逓減させることで、複数の候補者に対する選挙人の選好の差を選挙結果に反映することを目的とする。同上, p.99.

(32) 同上, pp.99-100.

(33) 同上, p.99.

(34) “Electoral System Family.” International IDEA website <<https://www.idea.int/data-tools/question-view/130357>>

(35) 一院制採用国の議会と二院制採用国の下院を対象としている。

を採用している国は 87 개국 (40.1%)、比例代表制を採用している国は 84 개국 (38.7%)、混合制を採用している国は 30 개국 (13.8%)、その他の制度を採用している国は 8 개국 (3.7%) となっている⁽³⁶⁾。このように国際的には、多数代表制と比例代表制が拮抗しつつ、混合制も一定程度採用されているという傾向がうかがえる。本稿では、我が国の衆議院で採用され、混合制に分類される小選挙区比例代表並立制とは異なる選挙制度を採用している諸外国の例を取り上げ、選挙制度の概要とともに、近年の選挙結果を取りまとめた。具体的には、多数代表制から①単純小選挙区制のイギリス下院、②小選挙区 2 回投票制のフランス下院及び③選択投票制のオーストラリア下院を、比例代表制から④名簿式比例代表制のオランダ下院及び⑤単記移議式比例代表制の 아일랜드 下院を、混合制から⑥併用制のドイツ下院をそれぞれ取り上げた。

1 単純小選挙区制—イギリス下院—

(1) 選挙制度

イギリス下院は、定数が 650 人⁽³⁷⁾で任期は 5 年、解散があり、単純小選挙区制によって選出される⁽³⁸⁾。選挙人は、1 票を選挙区の候補者に投票し、選挙区ごとに、相対的に多数の票を得た候補者が当選人となる。

(2) 近年の選挙結果

近年のイギリス下院総選挙における各党の得票と獲得議席をまとめたものが別表 1 である。この表からは、第 1 党が得票率を上回る議席率を得る一方で、特に第 3 党以下の各党は得票率を下回る議席率にとどまる場合が多いことがうかがえる。もっとも第 1 党であっても議席率が必ずしも過半数に達するとは限らず、第 3 党以下の各党であっても地域政党の中には得票率を上回る議席率を得る例が見られる。

2 小選挙区 2 回投票制—フランス下院—

(1) 選挙制度

フランス下院は、定数が 577 人で任期は 5 年、解散があり、小選挙区 2 回投票制によって選出される⁽³⁹⁾。選挙人は、1 票を選挙区の候補者に投票する。選挙区ごとに、1 回目の投票で、有効投票総数の過半数かつ選挙人数の 4 分の 1 以上の票を得た候補者が当選人となる。そのような候補者がいない場合は、選挙人数の 12.5% 以上の得票者（該当者が 2 人未満のときは、上位 2 人）が 1 週間後の 2 回目の投票に進出し、相対的に多数の票を得た候補者が当選人となる。

(2) 近年の選挙結果

近年のフランス下院総選挙における各党の得票と獲得議席をまとめたものが別表 2 である。この表では、1 回目の投票における各党の得票と、1 回目と 2 回目の投票を通じた獲得議席を比較している。特に第 1 党が得票率を大きく上回る議席率を得ている一方で、第 3 党以下は得票率を下回る議席率にとどまることが多い。得票率が 10% 台であっても、議席率が 0~2% 台に

⁽³⁶⁾ これらのほか、いずれにも当てはまらない国が 6 개국、制度が移行中の国が 2 개국とされている。

⁽³⁷⁾ 2018 年 9 月中に勧告される選挙区改定案に係る選挙区改定により、定数は 600 人となる予定である。

⁽³⁸⁾ イギリス下院の選挙制度については、政治議会調査室・課 前掲注(15), pp.2-3 等を参照した。

⁽³⁹⁾ フランス下院の選挙制度については、同上, pp.8-9 等を参照した。

終わる例も見られる。

3 選択投票制—オーストラリア下院—

(1) 選挙制度

オーストラリア下院は、定数が150人で任期は3年、解散があり、選択投票制によって選出される⁽⁴⁰⁾。選挙人は、選挙区（小選挙区が150区）の全候補者に1、2、3…と選好順位を付して投票する。有効投票総数の過半数の第1順位票を得た候補者が当選人となる。該当する候補者がいない場合は、第1順位票の得票数が最少の候補者を落選とし、この候補者の得票を第2順位に指定された各候補者に移譲する。移譲によって有効投票総数の過半数を得た候補者が出れば当選人となる。過半数を得た候補者がいない場合は、過半数を得る候補者が出るまで同様の手続を繰り返す（表1参照）。

表1 オーストラリア下院総選挙における当選人決定の事例

	A 候補	B 候補	C 候補	D 候補
第1回集計	55,091 票 (42.8%)	48,416 票 (37.6%)	19,200 票 (14.9%)	6,013 票 (4.7%) 落選
落選者の得票の移譲	+1,905 票	+2,031 票	+2,077 票	
第2回集計	56,996 票 (44.3%)	50,447 票 (39.2%)	21,277 票 (16.5%) 落選	
落選者の得票の移譲	+18,251 票	+3,026 票		
第3回集計	75,247 票 (58.5%) 当選	53,473 票 (41.5%) 落選		

※この事例における有効投票総数は128,720票であり、括弧内の数字は各回集計時の各候補者の得票率を表す（小数点第2位を四捨五入した）。

（出典）Australian Electoral Commission, “2016 Federal Election, Canberra, ACT,” 2016.7.27. <<https://results.aec.gov.au/20499/Website/HouseDivisionPage-20499-101.htm>>（2016年下院総選挙におけるキャンベラ選挙区の事例）を基に筆者作成。

(2) 近年の選挙結果

近年のオーストラリア下院総選挙における各党の得票と獲得議席をまとめたものが別表3である。この表では、各党の第1順位票と獲得議席を比較している。特に第1党が得票率を上回る議席率を得ている一方で、第3党以下は、得票率を上回る議席率を得ている場合もあれば、得票率を下回る議席率にとどまる場合もあり、政党ごとに傾向が分かっている。

4 名簿式比例代表制—オランダ下院—

(1) 選挙制度

オランダ下院は、定数が150人で任期は4年、解散があり、非拘束名簿式比例代表制によって選出される⁽⁴¹⁾。原則として州単位の大選挙区20区から成る（定数は定められていない）。選挙人は、1票を選挙区単位の政党名簿の候補者に対して投票する。政党は各選挙区に同一の名簿を提出することも異なる名簿を提出することもいずれも可能で、多くの場合、各選挙区の名簿

(40) オーストラリア下院の選挙制度については、同上、pp.10-12等を参照した。

(41) オランダ下院の選挙制度については、Rudy B. Andeweg and Galen A. Irwin, *Governance and Politics of the Netherlands*, 4th ed., Houndmills, Basingstoke, Hampshire: Palgrave Macmillan, 2014, pp.98-109等を参照した。

には重複部分がある⁽⁴²⁾。候補者への投票を当該候補者が所属する政党への投票とみなし、全国での政党の得票に応じて、各党に議席配分を行う。選挙区ごとに異なる名簿を提出している政党については、選挙区での得票に応じて、選挙区の各政党名簿に議席を配分する。各政党名簿において、全国における有効投票総数を定数 150 人で除した商に 0.25 を乗じて得られる数を超える票を得た候補者が、名簿に登載された順位にかかわらず、当選人となる。当選人の数が、配分議席に達しない場合は、残りの候補者が名簿登載順に当選人となる。阻止条項があり、全国における有効投票総数を定数 150 人で除した商以上の得票の政党が、議席配分の対象となる。これは、得票率にして約 0.67% に相当する。

(2) 近年の選挙結果

近年のオランダ下院総選挙における各党の得票と獲得議席をまとめたものが別表 4 である。この表からは、第 1 党から中小政党まで、各党の得票率と議席率がほぼ比例していることがうかがえる。別表 4 においてその他の欄にまとめずに掲げた政党については、得票率と議席率の乖離が 1% 未満に収まっている。

5 単記移譲式比例代表制—アイルランド下院—

(1) 選挙制度

アイルランド下院は、定数が 158 人で任期は 5 年、解散があり、単記移譲式比例代表制によって選出される⁽⁴³⁾。大選挙区 40 区（定数 3～5 人）から成る⁽⁴⁴⁾。選挙人は、選挙区の候補者に選好順位を付して投票する。一定の当選基数（（有効投票総数 ÷（定数 + 1））の商の整数部分 + 1）以上の第 1 順位票を得た候補者が当選人となる。当選人の得票のうち、当選基数を超えた分である超過票を、超過票が当選基数と未当選候補者のうちの最高得票との差以上になる場合等一定の場合に、選挙人が第 2 順位とした候補者に移譲し、当選基数に達する候補者が当選人となる。超過票が存在しない場合等は、得票数が最少の候補者を落選とし、この候補者の得票を、次順位に指定された各候補者に移譲し、当選基数に達する候補者が当選人となる。当選人が定数に達するまで同様の手続を繰り返す（表 2 参照）。

(42) 特に第 1 順位の候補者について当てはまる。

(43) アイルランド下院の選挙制度については、Department of Housing, Planning, Community and Local Government, “A Guide to Ireland’s PR-STV Voting System,” October 2016. <http://www.housing.gov.ie/sites/default/files/publications/files/16.02.23_-_pr-stv_guide.pdf>; *idem*, “How the Dáil is Elected (Lower House of Parliament),” October 2016. <http://www.housing.gov.ie/sites/default/files/publications/files/how_the_dail_is_elected_-_english.pdf> 等を参照した。

(44) 直近の下院総選挙は 2016 年に行われた。次回の総選挙から定数が 160 人となり、大選挙区 39 区（定数 3～5 人）から選出される。

表2 アイルランド下院総選挙における当選人決定の事例

	A 候補	B 候補	C 候補	D 候補	E 候補	F 候補	G 候補	H 候補	I 候補	J 候補	K 候補	移譲できない票
第1回集計	10,540 票 当選	7,571 票	4,750 票	4,642 票	2,750 票	2,437 票	1,434 票	1,120 票	915 票	692 票	158 票	
当選人の超過票の移譲	-1,287 票	+153 票	+212 票	+199 票	+206 票	+70 票	+169 票	+62 票	+115 票	+71 票	+30 票	
第2回集計	9,253 票	7,724 票	4,962 票	4,841 票	2,956 票	2,507 票	1,603 票	1,182 票	1,030 票	763 票 落選	188 票 落選	
落選者の得票の移譲		+123 票	+56 票	+37 票	+82 票	+65 票	+262 票	+164 票	+90 票	-763 票	-188 票	+72 票
第3回集計	9,253 票	7,847 票	5,018 票	4,878 票	3,038 票	2,572 票	1,865 票	1,346 票	1,120 票 落選			72 票
落選者の得票の移譲		+37 票	+106 票	+194 票	+301 票	+70 票	+202 票	+109 票	-1,120 票			+101 票
第4回集計	9,253 票	7,884 票	5,124 票	5,072 票	3,339 票	2,642 票	2,067 票	1,455 票 落選				173 票
落選者の得票の移譲		+474 票	+83 票	+30 票	+81 票	+141 票	+458 票	-1,455 票				+188 票
第5回集計	9,253 票	8,358 票	5,207 票	5,102 票	3,420 票	2,783 票	2,525 票 落選					361 票
落選者の得票の移譲		+566 票	+194 票	+145 票	+319 票	+542 票	-2,525 票					+759 票
第6回集計	9,253 票	8,924 票	5,401 票	5,247 票	3,739 票	3,325 票 落選						1,120 票
落選者の得票の移譲		+2,714 票	+113 票	+40 票	+113 票	-3,325 票						+345 票
第7回集計	9,253 票	11,638 票 当選	5,514 票	5,287 票	3,852 票							1,465 票
当選人の超過票の移譲		-2,385 票	+427 票	+144 票	+429 票							+1,385 票
第8回集計	9,253 票	9,253 票	5,941 票	5,431 票	4,281 票 落選							2,850 票
落選者の得票の移譲			+966 票	+2,132 票	-4,281 票							+1,183 票
第9回集計	9,253 票	9,253 票	6,907 票 落選	7,563 票 当選								4,033 票

※この事例における有効投票総数は37,009票、定数は3人、当選基数は9,253票である。なお、選挙人は、全ての候補者に選好順位を付す必要はない。

※得票数が最少の候補者を落選としてその得票を移譲する際、複数の候補者を同時に落選とする場合がある。

※最後の議席を確定する際、当選基数に達していても当該候補者を当選人とする場合がある。

(出典) Dáil Éireann, “32nd Dáil General Election, 26 February 2016, Election Results,” 2016, p.24. <<http://www.oireachtas.ie/documents/publications/201632DailElectionResults.pdf>> (2016年下院総選挙におけるダブリン北西選挙区の事例) を基に筆者作成。

(2) 近年の選挙結果

近年のアイランド下院総選挙における各党の得票と獲得議席をまとめたものが別表5である。この表では、各党の第1順位票と獲得議席を比較している。各党の得票率と議席率がある程度比例していることがうかがえるものの、比例性の程度はオランダほどではない。

6 併用制—ドイツ下院—

(1) 選挙制度

ドイツ下院は、定数が598人⁽⁴⁵⁾で任期は4年、解散がある。小選挙区比例代表併用制を採用しており⁽⁴⁶⁾、小選挙区の数299区である。選挙人は2票を有し、第1票を小選挙区の候補者に、第2票を政党の州名簿に投票する⁽⁴⁷⁾。議席配分は次のように行われる⁽⁴⁸⁾。①定数598人を、人口に応じて各州に配分する。各州に配分した議席を、各州の各党の第2票の得票数に応じて各党に配分する。ただし、当該州の小選挙区における獲得議席数が各党への配分議席を上回る場合は、小選挙区における獲得議席数を当該州におけるその政党の獲得議席数とする（超過議席）。②連邦全体の各党の第2票の得票数に応じて、各党に議席を配分する。この際、各党の配分議席が①で算出された議席数を下回ることがないように、①で算出された各党の議席数の合計に一定の議席を加えた上で配分する（調整議席）。その後、連邦全体の各党の配分議席を、各州の各党の第2票の得票数に応じて各州に配分する（当該州の小選挙区における獲得議席数以上の議席となるように配分する）。各州の各党の配分議席から当該政党の小選挙区における獲得議席数を差し引いた数だけ州名簿の上位から当選人となる。阻止条項があり、全国で5%以上の得票又は小選挙区で3議席以上獲得した政党が議席配分の対象となる。

(2) 近年の選挙結果

近年のドイツ下院総選挙における各党の得票と獲得議席をまとめたものが別表6である。この表では、各党の第2票と獲得議席を比較している。各党の得票率と議席率がおおむね比例していることがうかがえる。ただし、阻止条項により、5%近い得票率を得ても議席を獲得できなかった政党も見られる。

おわりに

「はじめに」で触れた定数削減と一票の較差是正等を図る「衆議院議員選挙区画定審議会設置法及び公職選挙法の一部を改正する法律」の附則第5条は、選挙制度について「民意の集約と反映」を基本とするとしている。本稿では、最初に選挙制度の類型について、①多数代表制、②比例代表制、③混合制、④その他の制度の順に概要と主な評価を取りまとめた。これら4つのタイプのうち、①～③に該当しない選挙制度をまとめた④その他の制度を除いて、各類型に含

(45) 議席配分の過程で、定数598人を超える議席が発生し、当該選挙に限り、議員数を増加させることがある（超過議席・調整議席）。2017年の下院総選挙の結果、議員数は709人となった。

(46) ドイツ下院の選挙制度については、政治議会調査室・課 前掲注(45), pp.26-28; 山口和人「ドイツの選挙制度改革(2) —小選挙区比例代表併用制のゆくえ—」『レファレンス』787号, 2016.8, pp.1-28. <http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_10188913_po_078701.pdf?contentNo=1>等を参照した。

(47) 1枚の投票用紙に2票を記載する。

(48) 実例に即したより具体的な議席配分の過程については、山口 前掲注(46), pp.18-21を参照されたい。

まれる様々な選挙制度の特徴を「民意の集約と反映」の観点から端的にまとめれば、①多数代表制においては民意の集約に重点が置かれ、逆に②比例代表制においては民意の反映に重点が置かれていると言えるであろう。そして、③混合制においては、①多数代表制と②比例代表制の長所を共に発揮させることが目的とされ、民意の集約と反映の両立が図られていると位置付けられるであろう。

上述のとおり、多数代表制における近年の選挙結果は、第1党が得票率を上回る議席率を得る一方で、特に第3党以下の各党が得票率を下回る議席率にとどまる場合がある。これに対して、比例代表制における近年の選挙結果は、程度の差はあるものの、各党の得票率と議席率が比例している。そして混合制における近年の選挙結果も、各党の得票率と議席率がおおむね比例している⁽⁴⁹⁾。各国の選挙結果は、おおむね各国が採用している選挙制度の特徴に沿ったものと言えるであろう。

このように、選挙制度は類型ごとに特徴を持ち、実際の選挙結果に影響を与えている。そして、それぞれの選挙制度に対しては、肯定的な評価も否定的な評価もなされている。選挙制度の在り方をめぐる議論の際には、どのような選挙制度であっても一長一短があることを前提として、選挙制度において重視する点を踏まえつつ、その在り方を検討することが肝要であろう。

(なす としき)

⁽⁴⁹⁾ 本稿では、混合制に分類される選挙制度のうち、併用制についてのみ選挙結果を調査した。併用制の制度概要の箇所而言及したとおり、併用制においては、比例代表制の結果を用いて各党に議席が配分されるため、比例代表制に対する評価の多くが併用制にも当てはまる。

別表1 近年のイギリス下院総選挙の結果（政党別得票数・率及び議席数・率）

	労働党	保守党	自由民主党	スコットランド民族党	英国独立党	アルスター統一党	ウェールズ民族党	民主統一党	シン・フエイン党	社会民主労働党	緑の党	その他	計
2001	得票	10,724,953	8,357,615	4,814,321	464,314	390,563	216,839	195,893	181,999	175,933	166,477	508,611	26,367,383
	議席	40.7%	31.7%	18.3%	1.8%	1.5%	0.8%	0.7%	0.7%	0.7%	0.6%	1.9%	100.0%
		412	166	52	5	0	6	4	5	4	3	0	2
2005	得票	9,552,436	8,784,915	5,985,454	605,973	412,267	283,414	241,856	192,745	174,838	127,414	125,626	27,148,510
	議席	35.2%	32.4%	22.0%	2.2%	1.5%	1.0%	0.9%	0.7%	0.6%	0.5%	0.5%	100.0%
		355	198	62	0	6	0	9	0	3	5	1	4
2010	得票	10,703,654	8,606,517	6,836,248	919,471	564,321	491,386	285,612	171,942	168,216	110,970	102,361	29,687,604
	議席	36.1%	29.0%	23.0%	3.1%	1.9%	1.7%	1.0%	0.6%	0.6%	0.4%	0.3%	100.0%
		306	258	57	0	0	6	1	8	3	3	0	3
2015	得票	11,334,226	9,347,273	3,881,099	2,415,916	1,454,436	1,118,425	184,260	181,704	176,232	114,935	489,019	30,697,525
	議席	36.9%	30.4%	12.6%	7.9%	4.7%	3.6%	0.6%	0.6%	0.6%	0.4%	1.6%	100.0%
		331	232	1	8	56	1	8	3	4	2	4	650
2017	得票	13,636,684	12,877,858	2,371,861	977,568	594,068	525,665	292,316	238,915	164,466	524,723		32,204,124
	議席	42.3%	40.0%	7.4%	3.0%	1.8%	1.6%	0.9%	0.7%	0.5%	1.6%		100.0%
		317	262	12	35	0	1	10	7	4	2		650

※各回の選挙において100,000票以上獲得した政党を、得票順に掲載した。ただし無所属候補については、合計で100,000票以上獲得した場合でも「その他」に含めた。

※得票率の上段は得票数を、下段は得票率を表す。議席欄の上段は議席数を、下段は議席率を表す。

※2015年を除き、議長を「その他」に含めた。

※2015年の緑の党の選挙結果には、出典において別政党として扱われているスコットランド緑の党の得票数を含めていない。
 (出典) Bryn Morgan, "General Election results, 7 June 2001," *House of Commons Library Research Paper*, 01/54 (revised edition), 18 June 2001, p.11. <<http://researchbriefings.files.parliament.uk/documents/RP01-54/RP01-54.pdf>>; Adam Mellows-Facer, "General Election 2005," *House of Commons Library Research Paper*, 05/33 (final edition), 10 March 2006, pp.92-93. <<http://researchbriefings.files.parliament.uk/documents/RP05-33/RP05-33.pdf>>; Richard Cracknell et al., "General Election 2010," *House of Commons Library Research Paper*, 10/36 (final edition), 2 February 2011, pp.80-81. <<http://researchbriefings.files.parliament.uk/documents/RP10-36/RP10-36.pdf>>; The Electoral Commission, "2015 UK general election results." <<https://www.electoralcommission.org.uk/find-information-by-subject/elections-and-referendums/past-elections-and-referendums/uk-general-elections/2015-uk-general-election-results>>; Vyara Apostolova et al., "General Election 2017: results and analysis," *House of Commons Library Briefing Paper*, No. CBP 7979 (second edition), 8 September 2017, pp.8-9. <<http://researchbriefings.files.parliament.uk/documents/CBP-7979/BP-7979.pdf>>等を基に筆者作成。

別表2 近年のフランス下院総選挙の結果 (政党別得票数・率及び議席数・率)

	大統領多数派連合	社会党	国民戦線	フランス共産党	フランス民主連合	緑の党	右翼諸派	その他	計
2002	得票	6,142,656	2,873,556	1,267,789	1,236,354	1,145,781	1,005,856	3,538,769	25,830,831
		23.8%	11.1%	4.9%	4.8%	4.4%	3.9%	13.7%	100.0%
	議席	140	0	21	29	3	9	20	577
2007	得票	6,436,520	1,981,107	1,116,136	1,115,663	5,087,302			26,026,465
		24.7%	7.6%	4.3%	4.3%	19.5%			100.0%
	議席	186	3	0	15	60			577
2012	得票	7,037,268	3,528,663	1,793,192	1,418,264	4,557,146			25,952,859
		27.1%	13.6%	6.9%	5.5%	17.6%			100.0%
	議席	194	2	10	17	74			577
2017	得票	3,573,427	2,990,454	2,497,622	1,685,677	5,515,715			22,654,164
		15.8%	13.2%	11.0%	7.4%	24.3%			100.0%
	議席	112	8	17	30	102			577
	53.4%	19.4%	1.4%	2.9%	5.2%	17.7%		100.0%	

※小選挙区2回投票制のため、1回目の投票における各党の得票と、1回目と2回目の投票を通じた獲得議席の合計をまとめた。

※各回の選挙の1回目の投票において1,000,000票以上獲得した政党を、得票順に掲載した。

※得票率の上段は得票数を、下段は得票率を表す。議席欄の上段は議席数を、下段は議席率を表す。

※得票率及び議席率は小数点第2位を四捨五入した。そのため、各党の得票率又は議席率を合計しても100%にならない場合がある。

(出典) Ministère de l'Intérieur, "Élections Législatives 11 et 18 juin 2017 Dossier de Presse", p.85. <<https://www.interieur.gouv.fr/content/download/102713/810285/file/09-06-dossier-presse-elections-legislatives-11-18-juin-2017.pdf>> (2002年の選挙結果について参照); *idem*, "Législatives 2007 France entière." <https://www.interieur.gouv.fr/content/download/3380/33979/file/Leg_07_FE_METRO_OM.xls>; *idem*, "Résultats des élections législatives 2012." <https://www.interieur.gouv.fr/Elections/Les-resultats/Legislatives/elecresult_LG2012/28path%29/LG2012/FE.html>; *idem*, "Résultats des élections législatives 2017." <https://www.interieur.gouv.fr/Elections/Les-resultats/Legislatives/elecresult_legislatives-2017/28path%29/legislatives-2017/FE.html> 等を基に筆者作成。

別表3 近年のオーストラリア下院総選挙の結果 (政党別得票数・率及び議席数・率)

	労働党	自由党	国民党	自由党	国民党	民主党	緑の党	その他	計
2001	得票	4,341,420	4,254,071	643,926	620,225	504,135	1,110,297	11,474,074	
	議席	37.8%	37.1%	5.6%	5.4%	4.4%	9.7%	100.0%	
	議席	65	68	13	0	0	4	150	
2004	得票	4,741,458	4,409,117	841,734	690,275	1,032,548	11,715,132		
	議席	40.5%	37.6%	7.2%	5.9%	8.8%	100.0%		
	議席	74	60	0	12	4	150		
2007	得票	5,388,184	4,506,302	967,789	682,424	875,293	12,419,992		
	議席	43.4%	36.3%	7.8%	5.5%	7.0%	100.0%		
	議席	83	55	0	10	2	150		
2010	得票	4,711,363	3,777,383	1,458,998	1,130,525	1,324,094	12,402,363		
	議席	38.0%	30.5%	11.8%	9.1%	10.7%	100.0%		
	議席	72	44	1	21	12	150		
2013	得票	4,311,365	4,134,865	1,152,217	1,116,918	709,035	554,268	12,914,927	
	議席	33.4%	32.0%	8.9%	8.6%	5.5%	4.3%	100.0%	
	議席	55	58	22	1	1	9	150	
2016	得票	4,702,296	3,882,905	1,385,650	1,153,736	624,555	1,791,959	13,541,101	
	議席	34.7%	28.7%	10.2%	8.5%	4.6%	13.2%	100.0%	
	議席	69	45	1	21	10	4	150	

※ 選挙投票制のため、各党への第1順位票と獲得議席をまとめた。
 ※ 各回の選挙において第1順位票を500,000票以上獲得した政党を、得票順に掲載した。なお、政党名に冠された国名は省略した。
 ※ 各党の得票率及び議席率は小数点第2位を四捨五入した。そのため、各党の得票率又は議席率を合計しても100%にならない場合がある。
 ※ 2001年の緑の党の選挙結果には、出典において別政党として扱われている西オーストラリア緑の党の得票率を含めていない。
 (出典) Australian Electoral Commission, aec-2001-election-statistics. <http://www.aec.gov.au/About_AEC/Publications/statistics/files/aec-2001-election-statistics.zip> (このうち House of Representatives の "First Preference Votes: by Party by State." と General Information の "Party Representation."); idem, "Election 2004: the official election report and results, House of Representatives, First Preferences by Party," 2005.11.9. <http://results.aec.gov.au/12246/results/HouseStateFirstPrefsByParty-12246-NAT.htm>; idem, "Election 2004: the official election report and results, House of Representatives, Party Representation," 2005.11.9. <http://results.aec.gov.au/12246/results/HousePartyRepresentation-12246.htm>; idem, "Election 2007, House of Representatives, Party Representation," 2008.8.11. <http://results.aec.gov.au/13745/website/HouseStateFirstPrefsByParty-13745-NAT.htm>; idem, "Election 2007, House of Representatives, Party Representation," 2008.8.11. <http://results.aec.gov.au/13745/website/HousePartyRepresentation-13745-NAT.htm>; idem, "Election 2010, House of Representatives, First Preferences by Party," 2010.9.29. <http://results.aec.gov.au/15508/Website/HouseStateFirstPrefsByParty-15508-NAT.htm>; idem, "Election 2010, House of Representatives, Party Representation," 2010.9.29. <http://results.aec.gov.au/15508/Website/HousePartyRepresentation-15508.htm>; idem, "Election 2013, House of Representatives, Party Representation," 2013.11.4. <http://results.aec.gov.au/17496/Website/HouseStateFirstPrefsByParty-17496-NAT.htm>; idem, "2016 Federal Election, First preferences by party," 2016.8.8. <http://results.aec.gov.au/20499/Website/HouseStateFirstPrefsByParty-20499-NAT.htm>; idem, "2016 Federal Election, Party representation," 2016.8.8. <http://results.aec.gov.au/20499/Website/HousePartyRepresentation-Leading-20499.htm> 等を基に筆者作成。

別表4 近年のオランダ下院総選挙の結果（政党別得票数・率及び議席数・率）

	キリスト教民主同盟	フォルトゥイン党	自由民主国民党	労働党	グリーンレフト	社会党	その他	計
2002	得票	2,653,723	1,614,801	1,436,023	660,692	560,447	1,108,744	9,501,152
	議席	43	26	23	10	9	15	150
2003	得票	2,763,480	2,631,363	609,723	549,975	1,371,227		9,654,475
	議席	44	42	9	8	19		150
2006	得票	2,608,573	2,085,077	1,443,312	579,490	1,491,428		9,838,683
	議席	41	33	22	9	20		150
2010	得票	1,929,575	1,848,805	1,281,886	924,696	654,167	628,096	9,416,001
	議席	31	30	21	15	10	10	150
2012	得票	2,504,948	2,340,750	909,853	801,620	757,091	1,159,710	9,424,235
	議席	41	38	15	13	12	16	150
2017	得票	2,238,351	1,372,941	1,285,819	959,600	955,633	599,699	10,516,041
	議席	33	20	19	14	14	9	150

※各回の選挙において500,000票以上獲得した政党を、得票順に掲載した。
 ※得票欄の上段は得票数を、下段は得票率を表す。議席欄の上段は議席数を、下段は議席率を表す。
 ※得票率及び議席率は小数点第2位を四捨五入した。そのため、各党の得票率又は議席率を合計しても100%にならない場合がある。
 (出典) Kiesraad, "Tweede Kamer 15 mei 2002." <<https://www.verkiezingsuitslagen.nl/verkiezingen/detail/TK20020515>>; idem, "Tweede Kamer 22 januari 2003." <<https://www.verkiezingsuitslagen.nl/verkiezingen/detail/TK20030122>>; idem, "Tweede Kamer 22 november 2006." <<https://www.verkiezingsuitslagen.nl/verkiezingen/detail/TK20060609>>; idem, "Tweede Kamer 12 september 2012." <<https://www.verkiezingsuitslagen.nl/verkiezingen/detail/TK20120912>>; idem, "Tweede Kamer 15 maart 2017." <<https://www.verkiezingsuitslagen.nl/verkiezingen/detail/TK20170315>> 等を基に筆者作成。

別表5 近年のアイランド下院総選挙の結果（政党別得票数・率及び議席数・率）

	共和党	統一アイルランド党	労働党	シン・フェイン党	その他	計
2002	得票	770,748	417,619	200,130	121,020	348,385
		41.5%	22.5%	10.8%	6.5%	18.8%
	議席	81	31	21	5	28
		48.8%	18.7%	12.7%	3.0%	16.9%
2007	得票	858,565	564,428	209,175	143,410	290,232
		41.6%	27.3%	10.1%	6.9%	14.0%
	議席	77	51	20	4	13
		46.7%	30.9%	12.1%	2.4%	7.9%
2011	得票	801,628	431,796	387,358	220,661	378,916
		36.1%	19.4%	17.4%	9.9%	17.1%
	議席	76	37	19	14	19
		46.1%	22.4%	11.5%	8.5%	11.5%
2016	得票	544,230	519,353	295,313	140,893	633,106
		25.5%	24.3%	13.8%	6.6%	29.7%
	議席	49	44	23	7	34
		31.2%	28.0%	14.6%	4.5%	21.7%

※単記移譲式比例代表制のため、各党への第1順位票と獲得議席をまとめた。
 ※各回の選挙において第1順位票を100,000票以上獲得した政党を、得票順に掲載した。
 ※各回の上段は第1順位票の得票数を、下段は得票率を表す。議席欄の上段は議席数を、下段は議席率を表す。
 ※得票率及び議席率は小数点第2位を四捨五入した。そのため、各党の得票率又は議席率を合計しても100%にならない場合がある。
 ※2007年、2011年及び2016年の選挙結果は、当選が保障されている議長を除いた数字である。
 (出典) Dáil Éireann, “29th Dáil General Election, May, 2002, Election Results and Transfer of Votes,” 2003, pp.58-61. <<http://www.oireachtas.ie/documents/Elections2002Result.pdf>>; *idem*, “30th Dáil General Election, May, 2007, Election Results and Transfer of Votes,” 2007, pp.60-67. <http://www.oireachtas.ie/documents/publications/Electoral_Handbook1.pdf>; *idem*, “31st Dáil General Election, February, 2011, Election Results and Transfer of Votes,” 2011, pp.74-81. <http://www.oireachtas.ie/documents/publications/2011_Electoral_Handbookrev.pdf>; *idem*, “32nd Dáil General Election, 26 February 2016, Election Results,” 2016, pp.66-77. <<http://www.oireachtas.ie/documents/publications/201632DailElectionResults.pdf>>等を基に筆者作成。

別表6 近年のドイツ下院総選挙の結果（政党別得票数・率及び議席数・率）

	社会民主党	キリスト教民主同盟	キリスト教社会同盟	キリスト教社会同盟	同盟90/緑の党	自由民主党	民主社会党	その他	計
2002	得票	14,167,561	4,315,080	4,110,355	3,538,815	1,916,702	1,459,299	47,996,480	
		38.5%	9.0%	8.6%	7.4%	4.0%	3.0%	100.0%	
	議席	251	58	55	47	2	0	603	
2005	得票	13,136,740	4,648,144	4,118,194	3,838,326	3,494,309	1,857,610	47,287,988	
		34.2%	9.8%	8.7%	8.1%	7.4%	3.9%	100.0%	
	議席	222	61	54	51	46	0	614	
2009	得票	11,828,277	6,316,080	5,155,933	4,643,272	2,830,238	2,606,902	43,371,190	
		27.3%	14.6%	11.9%	10.7%	6.5%	6.0%	100.0%	
	議席	194	93	76	68	45	0	622	
2013	得票	14,921,877	3,755,699	3,694,057	3,243,569	2,083,533	2,056,985	43,726,856	
		34.1%	8.6%	8.4%	7.4%	4.8%	4.7%	100.0%	
	議席	255	64	63	56	0	0	631	
2017	得票	12,447,656	9,539,381	4,999,449	4,297,270	4,158,400	2,869,688	46,515,492	
		26.8%	20.5%	10.7%	9.2%	8.9%	6.2%	100.0%	
	議席	200	153	80	69	67	46	709	
		28.2%	21.6%	11.3%	9.7%	9.4%	6.5%	100.0%	

※小選挙区比例代表併用制のため、各党の名簿に投じられた第2票と獲得議席をまとめた。

※各回の選挙において第2票を1,000,000票以上獲得した政党を、得票順に掲載した。

※得票欄の上段は第2票の得票数を、下段は得票率を表す。議席欄の上段は議席数を、下段は議席率を表す。

※得票率及び議席率は小選挙区第2位を四捨五入した。そのため、各党の得票率又は議席率を合計しても100%にならない場合がある。

※議席配分の過程で、定数598人を超える議席が発生し、当該選挙に限り、議員数を増加させることがある。

(出典) Der Bundeswahlleiter, "Ergebnisse früherer Bundestagswahlen," 18. August 2017, pp.23-24. <https://www.bundeswahlleiter.de/en/dam/jcr/397735c3-0585-46f6-a0b5-2c60c5b83de6/btw_ab49_gesamt.pdf>; *idem*, "Wahl zum 19. Deutschen Bundestag am 24. September 2017, Heft 3 Endgültige Ergebnisse nach Wahlkreisen," pp.9, 332. <https://www.bundeswahlleiter.de/en/dam/jcr/3f3442ab-faef-4553-bdf8-ac089b7de86a/bw17_heft3.pdf>等を基に筆者作成。